

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	高齢者等入居支援事業助成金(すみかえサポート事業、あんしん居住制度)									
根拠規定等	文京区高齢者等入居支援事業実施要綱									
創設年月	平成	18	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	12年	終了予定年月		
直近の見直し年月	平成	27	年	12	月	経過年数 〔自動計算〕	2年			
見直しの内容	あんしん居住制度の費用の支払方法に応じて、助成額を細分化した。									
予算科目	款		項		目		大事業		中事業	実施計画事業番号
	5 民生費		1 社会福祉費		4 福祉事業費		15 すまいる住宅 登録事業		1 すまいる住宅 登録事業	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	高齢者世帯に対して、民間賃貸住宅への入居及び居住継続の支援を行うことにより、高齢者等の居住の安定を図り、もってその福祉の増進を図る。						
補助事業等の内容	連帯保証人が確保できないことにより区内民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者等を対象として、区と協定を結んだ民間保証会社が提供する家賃等の債務保証サービス事業「すみかえサポート事業」及び(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが行う「あんしん居住制度」を利用した場合に、一定の条件を充たせば、助成を行う。						
補助対象経費の内容	①すみかえサポート事業 初回保証料(5万円を限度とする。) ②あんしん居住制度 初回事務手数料(支払方法に応じ1/3又は支払った額)						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 1/3) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] すみかえサポート事業については、初回利用料全額(上限5万円)を助成。あんしん居住制度については、預かり金タイプの場合、事務手数料の3分の1(消費税を除く)を助成、月払いタイプの場合、支払った事務手数料全額(消費税を除く)を助成。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	ホームページ掲載及び区役所窓口におけるチラシ配布により公募している。						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	2	5
決算(予算)額	28	20	37	197
国庫支出金	12	3	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	16	17	37	197
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	助成件数2件(すみかえサポート事業1件、あんしん居住制度助成1件、ともに高齢者世帯)			

5 課題及び今後の方向性

平成29年に民法が改正され、今後、連帯保証人の確保が困難となること等が想定されることから、当該制度を広く周知することで、住宅確保要配慮者の居住を支援していく。